

土地立入り関係法令一覧

法 令 名	条	条 文 見 出 し
測 量 法	15 16 17 18 19 20 39 63	土地の立入り及び通知 障害物の除去 〃 土地等の一時使用 土地の収用又は使用 損失補償 基本測量に関する規定の準用 罰 則
測 量 法 施 行 規 則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土 地 収 用 法	11 12 13 14 15 143	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 障害物の伐除及び土地の試堀等 証票等の携帯 罰 則
土 地 収 用 法 施 行 規 則	1	証票及び許可証の様式
国 土 調 査 法	24 25 26 27 28 29 34 37	立 入 り 立会又は出頭 障害物の除去 土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用 試験材料の採取収集 損失補償 測量法との関係 罰 則
国 土 調 査 法 施 行 令	21	身分を示す証明書
道 路 法	66 67 69 101	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 損失の補償 罰 則
道 路 法 施 行 規 則	5	証票の様式
河 川 法	89 103	調査、工事等のための立入り等 罰 則
河 川 法 施 行 規 則	35	証明書の様式

【参考資料45. 空港事業参考資料】

法 令 名	条	条 文 見 出 し
海 岸 法	18	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償
	42	罰 則
	6	証明書の様式
都 市 計 画 法	25	調査のための立入り等
	26	障害物の伐除及び土地の試掘等
	27	証明書等の携帯
	28	土地の立入り等に伴う損失の補償
	92	罰 則
土 地 区 画 整 理 法	72	測量及び調査のための土地の立入等
	73	土地の立入等に伴う損失の補償
	139	罰 則
住 宅 地 区 改 良 法	20	測量及び調査のための土地の立入り等
	21	障害物の伐除及び土地の試掘等
	22	証明書等の携帯
	23	土地の立入り等に伴う損失の補償
	37	罰 則
宅 地 造 成 等 規 制 法	4	測量又は調査のための土地の立入り
	5	障害物の伐除及び土地の試掘等
	6	証明書等の携帯
	7	土地の立入り等に伴う損失の補償
	27	罰 則
都 市 再 開 発 法	60	測量及び調査のための土地の立入り等
	61	障害物の伐除及び土地の試掘等
	62	証明書等の携帯
	63	土地の立入り等に伴う損失の補償
	142	罰 則
下 水 道 法	32	他人の土地の立入又は一時使用
	47	罰 則
地 価 公 示 法	22	土地の立入り
	23	土地の立入りに伴う損失の補償
	28	罰 則
地 価 公 示 法 施 行 規 則	6	身分証明書の様式
地 す べ り 等 防 止 法	6	調査のための立入
	16	土地の立入等
	53	罰 則

【参考資料45. 空港事業参考資料】

法 令 名	条	条 文 見 出 し
地すべり等防止法施行規則	2	証明書の様式
建築物用地下水の採取 の規制に関する法律	11	土地の立入り
	12	〃
	18	罰 則

土地の立入り関係法令抜すい

[測量法]

(土地の立入り及び通知)

第 15 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3. 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
4. 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(基本測量に関する規定の準用)

第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者
- 二 第 15 条第 1 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 三 第 18 条（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者